



2026年5月18日

各 位

東京都渋谷区代官山町6番6号
北沢産業株式会社
代表取締役社長 北川 正樹
(コード番号9930 東証スタンダード市場)
(問い合わせ先)
常務取締役管理本部長 石塚 洋
TEL (03) 5485-5020

株主提案に対する当社取締役会の考え方について

当社は、2026年4月24日に公表いたしましたとおり、株式会社テンプスホールディングス（代表取締役社長 森下篤史）より、2026年6月26日開催予定の第79期定時株主総会（以下「本総会」といいます）における下記内容を本総会の議案とする株主提案行使権に関する書面を受領いたしました。

本日、当社取締役会にて当該提案につき、会社提案の議案とは独立した株主提案として本総会にお諮りすることおよび当社取締役会は当該株主提案に反対する旨の決議をいたしましたので下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 株式会社テンプスホールディングスからの株主提案の内容

議案1 取締役1名（森下 篤史）選任の件

【議案の要領】

取締役として、森下 篤史を選任する。

【提案の理由】

貴社の持続的成長には、実績に裏打ちされた強力な経営リーダーシップが不可欠である。提案者は会社設立からわずか5年でジャスダック上場を果たし、10年で売上100億円、20年で300億円、そして28年目となる今期は570億円を見込むまでに成長させた実績を持つ。この卓越した経営手腕を活かし、貴社が持つ高いポテンシャルと当社の新規開業支援ノウハウを融合させることで、停滞する業績を打破し、抜本的な売上アップと利益成長を実現できると確信する。取締役として経営に参画し、成長戦略を再構築することが、貴社企業価値の最大化に資すると判断し、選任を提案する。（原文のまま掲載）

議案 2 定款一部変更の件（株主優待制度の設置）

【議案の要領】

現行の定款に以下の条文を新設する。（株主優待） 第 48 条：当社は、毎年 3 月 31 日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、当社製品の導入店舗および協力店舗等で利用可能な株主優待券を贈呈する制度を設ける。本制度の詳細は取締役会において定める。

【提案の理由】

当社の成長には主要顧客である飲食店の繁盛が不可欠である。本制度は株主還元を強化すると同時に、当社製品導入店舗で利用可能な食事券を贈呈することで、直接的な「顧客支援」を実現するものである。提案者の実績では、同様の優待導入により、導入前約 3,500 人であった株主数が 1 年後には 16,000 人を超え、株価も約 26% 上昇した。株主が顧客店舗へ足を運ぶことは、当社が支える現場への理解を深めるだけでなく、顧客の売上増に直結し、強固なパートナーシップを構築する。単なる配当とは異なり、事業成長への再投資と株主層拡大を同時に成し遂げる「実利型 IR」として、現在の停滞する株価指標を是正し、当社・株主・顧客の三方に利益をもたらす最善の選択であると確信する。（原文のまま掲載）

2. 上記株主提案に対する当社取締役会の考え方

議案 1 取締役 1 名（森下 篤史）選任の件

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対を表明いたします。

まず、「強力な経営リーダーシップが不可欠である」とする点について、当社は、現経営陣のリーダーシップの下、業務用厨房機器と関連サービスの提供を通じて、独自のブランド・特許技術・新製品開発を推進し、環境の変化に対応した成長戦略を実行しており、これまで研修施設やテストキッチンの設置、家庭用キッチン業界への参入、洗浄機器事業の強化、24 時間 365 日のメンテナンス体制の確立、SDGs 対応商品の開発、子会社吸収合併によるアフターサービス強化など、具体的な改革・成長施策を継続してきました。

また、「新規開業支援ノウハウの融合による企業価値最大化」とする点についても、当社はスーパー・食品加工場・病院・老健施設等への営業強化、省人化・効率化商品開発、補助金制度への主力商品登録など、独自の技術とサービスで新規開業支援を推進しています。

よって、株主様の提案にかかる「ノウハウを融合」については、当社の現行方針・独自路線と必ずしも一致せず、現時点で新たに経営体制変更の必要性は認められません。

当社は長期的な企業価値向上を目的としつつ、現取締役らは活発な議論を行い、機動的な業務執行を行っており、本総会においてお諮りする予定の取締役 9 名（9 名中 3 名が社外取締役）は、その人選および規模において、上記の当社の方針に則った会社運営を実現するうえで最適な体制であるものと思料します。

以上の理由により、取締役選任株主提案による候補者を社外取締役として選任する必要はなく、当社取締役会は、本議案につきましては反対いたします。

議案 2 定款一部変更の件（株主優待制度の設置）

(1) 当社取締役会の意見

当社取締役会は本議案に反対いたします。

(2) 反対の理由

当社取締役会は、以下の理由から反対を表明いたします。

定款一部変更の件（株主優待制度の設置）でございますが、当社の株主還元につきましては、配当政策を基本とし、安定的かつ継続的な利益還元を行うことが、最も公平かつ合理的であると考えております。

将来的な選択肢として、株主優待制度の導入自体を否定するものではございませんが、取締役会の判断により柔軟かつ機動的に決定・運用すべきものであり、定款により一律に規定することは、柔軟かつ機動的な判断を行ううえで適切でないと考えております。

また、提案されている優待内容は、当社製品導入店舗等における利用も想定されておりますが、当社としての販売促進および顧客支援は、株主施策とは切り離して実施すべきであり、株主優待制度は、株主の属性や保有状況によって恩恵に差が生じる可能性があることから、必ずしも全株主の公平性を担保する手法とは考えておりません。

以上の理由により、当社取締役会は、本議案につきましては反対いたします。

以 上